

にしにしnet.
(西部地域協力ネットワーク)
設立準備会委員名簿

(敬称略)

分野	団体名	役職	氏名
地域 自治	西原グリーンハイツ住宅団地管理組合法人 (西原町)	理事長	斎藤 燐子
	谷戸新生会 (谷戸町)	会長	小松 哲郎
	北芝つくし会 (芝久保町)	会長	長内 博雄
	フォレストレイクひばりが丘自治会 (ひばりが丘)	会長	梶原 美佳
	フォレストレイクひばりが丘自治会 (ひばりが丘)	前会長	山田 益己
子育て 教育	芝久保小学校PTA	会長	砂子 啓子
福祉	民生委員・児童委員協議会 (第3地区)	民生委員	折田 和文
NPO	NPO子どもアミーゴ西東京	事務局長	小松 真弓
商工等	谷戸商店街協同組合	副理事長	山崎 明

にしにし net . 会 則 (案)

(名称)

第 1 条

本組織の名称は、にしにし net . とする。

(目的)

第 2 条

西東京市地域コミュニティ基本方針（平成 25 年西東京市策定）に示される（仮称）地域協議体として設立し、西東京市のひばりが丘、谷戸町、西原町、緑町、芝久保町（以下「西部地域」という。）で活動する団体や暮らす人々が、お互いに連携し協力し合うことにより、地域課題を共に考え、安心安全で住みやすいまちをつくることを目的とする。

(会員)

第 3 条

会員は、西部地域において活動する団体若しくは当該団体に所属する個人、又は西部地域に居住する西東京市民（以下「西部地域の住民」という。）であり、本組織の目的に賛同し、参加を希望する者とする。

(事務所)

第 4 条

本組織の事務所は、公共施設を除き、西東京市の区域内において役員会が指定する位置に置くものとする。

(活動基本)

第 5 条

本組織は、共助の自治組織であり、特定の個人、法人又は団体の利益を目的とした活動並びに特定の宗教又は政治団体のための活動をしてはならない。

(活動方針)

第 6 条

- 1 本組織は、第 2 条の目的を達成するために、活動方針となるキャッチフレーズを掲げる。
- 2 前項のキャッチフレーズは「笑うまちには、福きたる  にしにし net .」とする。

(活動内容)

第7条

本組織は、前条の活動方針に基づき、次の活動を行う。

- (1) SNS、インターネット等を活用し、西部地域において活動する団体又は住民の活動情報、地域の活性化に有益な情報等を発信又は共有する。
- (2) 会員同士の連携を強化するため、会員の活動に協力し、参加すると共に、本組織の周知及び広報を行う。
- (3) 西部地域における既存コミュニティの活動状況を把握すること。
- (4) コミュニティに属さない西部地域の住民と地域との結び付きの糸口となること。
- (5) その他、本組織の目的を達成するために必要なこと。

(会議)

第8条

- 1 本組織の意思決定は会議における議決によるものとする。
- 2 本組織の会議は、総会、定例会及び役員会とし、本会則に定める代表が招集するものとする。なお、必要に応じて部会等を設けることができる。
- 3 会議の議決については、出席者の過半数の賛成により決定する。
- 4 会議に関して必要な事項は、本会則に定めるもののほか、別に定めることができる。

(総会)

第9条

- 1 総会は、本組織の最高意思決定機関であり、全会員で構成する。
- 2 総会は毎年度1度開催し、次の事項について決議するものとする。
 - (1) 活動の方針及び計画
 - (2) 活動報告の承認
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 役員会及び役員等の承認及び解任
 - (5) 会則の制定、改定及び廃止
 - (6) 定例会の構成員の選出及び承認
 - (7) その他、本組織の運営に必要な事項、及び総会の承認を必要とする事項
- 3 役員会が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

(定例会)

第10条

- 1 定例会の構成員は、次の者を総会において選出し、及び承認するものとする。ただし、年度途中で定例会の構成員となることを希望する団体等がある場合は、定例会において構成員として選出することができるものとし、次の総会にて追認を受けるものとする。
 - (1) 会員のうち西部地域で活動する団体の代表者又は当該代表者が推薦する者
 - (2) 前号に掲げる者を除く会員であり、地域活動に熱意がある者
- 2 定例会は、原則として2か月に1度開催し、構成員の活動、状況等について

報告することができるほか、次の事項について決議することができる。

- (1) 活動方針及び計画に基づく活動内容
- (2) 総会への活動報告内容
- (3) 活動の収入事項及び支出事項
- (4) 役員会及び役員等の変更案
- (5) 会則の改定案
- (6) その他、総会に決議を求める事項の決定

(役員等及び役員会)

第11条

- 1 本組織を円滑に運営するため、次の役員等を置くものとする。
 - (1) 代表 1人
本組織を代表し、活動を総括する。
 - (2) 副代表 2人以内
代表を補佐し、代表が事故又は欠員のときはあらかじめ役員会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。
 - (3) 役員 7人以内
本組織の活動の円滑な運営を図るための庶務、事務等を担当する。
 - (4) 会計 2人
本組織の経理を担当する。
 - (5) 監査 2人
本組織の会計を監査する。
- 2 役員等は、会員から選出し、総会の承認を得て就任する。
- 3 役員等の任期は2年とし、3期を限度とし再任を妨げない。
- 4 役員等が年度及び任期の途中で退任した場合、代わりとなる役員等は定例会が選任することができる。ただし、次の総会において承認を受けるものとし、承認を受けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員会は、監査を除く役員等を構成員とし、代表が招集することができる。
- 6 役員会は本組織の企画、調整、会議が決議する事項その他の運営全般に関することを協議するものとする。

(活動運営経費)

第12条

本組織の活動運営経費は、補助金及び寄附金等をもって充当する。

(活動及び会計の年度)

第13条

本組織の活動及び会計の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(個人情報の保護)

第14条

本組織の活動で知り得た個人情報については、個人情報保護の重要性を認識し、

その取扱いについては適正を期する。

(その他)

第 15 条

この会則に定めるもののほか、本組織の運営について必要な事項は会議が別に定めるものとする。

附 則

(設立の総会)

1 本組織の設立に関する総会は、設立の準備にあたる組織の事務局が招集するものとする。

(施行日)

2 この会則は、平成 30 年 2 月 21 日から施行する。

にしにし net.

設立趣意書（案）



赤ちゃんから高齢者までみんなに心地よい居場所があって、安心して楽しい日々を過ごせたら、きっと笑顔あふれるまちになる。 ということで

「笑うまちには福きたる」

にしにし net.の目指すまちの姿です！

住民と団体のそれぞれからの情報発信を共有する事で、程よい距離感のご近所ネットワークを築きます。 楽しいことは協力してさらに楽しく、困ったことは知恵を出し合い解決できるそんなネットワークを目指します。

「西東京市西部地域協力ネットワーク」を略して「にしにし net.」

にしにし net. をどうぞごひいきに！

にしにし net.地区は西原町・緑町・谷戸町・ひばりが丘・芝久保町の5つのまちです。西東京市のサポートのもと、様々な地域組織が協力できるネットワークを作ります。

平成 30 年 2 月 21日

にしにし net.一同